



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(") 1
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課) 1
○道路の供用開始 (4件)	(") 1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧	(都市計画課) 2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
高知県人事委員会規則	
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	3

告 示

高知県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
吉川診療所	南国市植野172-4	平25・4・1
塩田歯科	土佐市高岡町乙3523-6	" " "
前田歯科矯正科	宿毛市萩原1番31号	" " "
にしかわクリニック	南国市後免町一丁目8番1号	" " 2

高知県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
吉川診療所	南国市植野172-4	平25・3・31
塩田歯科	土佐市高岡町乙3523-6	" " "
前田歯科診療所	宿毛市萩原1-31	" " "
びらふ薬局	香美市香北町美良布1320-5	" " "

高知県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町弘見字大川フチ1562番1から幡多郡大月町弘見字ヤフハナ1366番1まで	前	6.4 21.2	260
	後	13.5 25.6	

高知県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志和仁井田
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
高岡郡四万十町志和字板取山1113番28	前	6.7 10.4	12
	後	8.1 10.4	
高岡郡四万十町志和字板取山1113番47	前	7.8 7.9	12
	後	9.3 9.6	

高知県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町立川下名字ウエノヤマ1558番1	49	平成25年5月7日

高知県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市宍崎字今DOI240番1から 南国市宍崎字コブカタ256番1まで	70	平成25年5月7日

高知県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町仕出原字マトバ754番地先から 高岡郡四万十町仕出原字ホッ京ダ730番地先まで	219	平成25年5月7日

高知県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志和仁井田
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町志和字板取山1113番28	12	平成25年5月7日

高岡郡四万十町志和字板取山1113番47	12	平成25年5月7日
----------------------	----	-----------

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成25年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

- (1) 高知広域都市計画道路（3・4・54号上野田野中線及び3・4・91号小籠野中線）
- (2) 高知広域都市計画用途地域
- (3) 高知広域都市計画土地区画整理事業

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び南国市役所

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年5月7日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成25年7月2日（火）から同月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成25年7月8日（月）から同月10日までの3日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1
高知県立ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成25年6月3日（月）及び4日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成25年6月5日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
平成25年6月10日（月）から同月12日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者には、2号業務

の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年5月7日
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第11号
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「それぞれ」を削る。

第4条中「確認のうえ」を「確認の上」に改める。

第5条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「交通機関等」をいう。以下同じ」を「交通機関等をいう。次条第1項において同じ」に改める。

第6条第1項中「「特別急行列車等」」を「特別急行列車等」に改める。

第6条の3の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（併用者の区分及び支給額）」を付し、同条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第7条に見出しとして「（交通の用具）」を付する。

第12条第1項第3号中「第28条第2項又は」を「第28条第2項若しくは」に改め、「（平成3年法律第110号）」を削り、同条第2項及び第3項中「すべての」を「全ての」に改める。

第13条第1項第1号中「3箇月」を「3箇月」に改め、同条第2項中「事由が同項第1号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2第1号の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

第13条第2項第5号中「第1号から前号まで」を「前各号」に改める。

第14条第2項中「第28条第2項又は」を「第28条第2項若しくは」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。